

官報号外 昭和三十三年四月九日

○第二十八回 參議院會議錄第二十号

昭和三十三年四月九日(水曜日)午前十時二十四分開議

講事日程 第十九号

昭和三十三年四月九日

第一 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 衛生検査技師法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 昭和三十年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十年度政府関係機関決算書

(委員長報告)

第六 昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

第七 昭和三十年度国有財産無償

貸付状況総計算書

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 同 同 同 地方行政委員 佐野 品吉君 増原 恵吉君 石井 桂君

外務委員 大沢 雄一君 中野 文門君 木村篤太郎君 吉江 勝保君

文教委員 笹森 順造君 増原 恵吉君 石井 桂君

決算委員 同 同 同 佐野 廣君 木村篤太郎君 中野 文門君

内閣委員 同 同 同 大沢 雄一君 笹森 順造君 吉江 勝保君

商工委員会に付託

中小企業信用保険公庫法案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、左の内閣提出案を撤回を承諾した旨の通知書を受領した。

北海道開発庁設置法案(第二十四回)

同日議員から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林水産委員会に付託

五名発議

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案 文教委員会に付託

酪農振興基金法案 農林水産委員会に付託

北海道地下資源開発株式会社法案 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商工委員会に付託 同日衆議院から予備審査のため左の議付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

資本受付計算書及び昭和三十年度政

府関係機関決算書議決報告書 昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計算書及び昭和三十年度国有財產無償貸付状況総計算書議決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の識定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

航空法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案(吉田法昭君外二名発議)

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律案

角膜移植に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

学校保健法

同日本院において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

たばこ専売法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日本院において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十年度国税収納金整理

同日本院において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十二年四月九日 参議院会議録第二十号 議員の報告

三六〇

第五章 諒則

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による衛生検査技師の名称の使用的停止命令に違反した者

二 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十九条の規定に違反した者

四 前条の規定に違反した者

五 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

附則

一 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(試験に関する特例)
二 この法律の施行前に通算して二年以上医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事していた者は、当分の間、第十五条の規定にかかるわらず、試験を受けることができる。

三 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者は又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができるとみなす。

四 試験は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

○阿具根登君登壇、拍手

[阿具根登君登壇、拍手]

(名称の使用の経過規定)

5 この法律の施行の際、現に衛生検査技師という名称を用いている者については、第二十条の規定

は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)
6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 衛生検査技師の試験及び衛生検査技師養成所の指定を行うこと。

第九条第十号の次に次の二号を加える。

三十の二 衛生検査技師の身分及び業務について、指導監督を行ふこと。

(地方自治法の一部改正)
7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中二十の二を(二十の三)とし、(二十の三)に次のように加える。

(二十の二) 衛生検査技師法(昭和三十三年法律第二号)の

定めるところにより、衛生検査技師の免許及び名称の使用の停止に関する事務を行ふこと。

本件は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

本件は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

本件は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

本件は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

本件は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行かないことがある。

本件は、第十二条の規定にかかるわらず、昭和三十三年においては行わないことがある。

会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予防接種法の一部を改正する法律案について申し上げます。

次に、衛生検査技師法案について申し上げます。

現在何らの身分上の法的規制が加えら

が、ジフテリアに対する免疫効果は、この年令層において著しく低下してい

ること及び乳児が母体から受けた免疫効果は、生後三月ごろから急速に減少

していることが判明いたしております

ので、これら二つの年令層に対し強力な免疫効果を付与するため、予防接種法に定めるジフテリア予防接種の定期を改めようとするものであります。

すなわち改正案の内容は、従来、生後六月から十二月までの間にを行うこととされてきた第一期接種の定期を繰り上げて、生後三月から六月までの間にこれを行なうこととともに、新たに第一期接種後十二月から十八月までの間に、第二期接種を行なうこととするものであります。

この改正によりまして、百日せきの第一期及び第二期の定期予防接種と同様に行なわれることともなりますので、百日せき、ジフテリア混合ワクチンの使用によって、これら両種の予防接種を同時に行なうことが可能となるの

であります。

この改正によりまして、百日せきの第一期及び第二期の定期予防接種と同

一時期に行なわれることともなりますので、百日せき、ジフテリア混合ワクチンの使用によって、これら両種の予防接種を同時に行なうことが可能となるの

であります。

本案の審議に当たりましては、予防接種による事故の原因を検討し、その防止対策と補償に関する諸問題について、厚生大臣並びに政府委員に対し熱心なる質疑を行いました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたと

われ、特に衛生検査技師の業務内容の問題、医師の指導監督の運用と責任問題について、あるいは受験資格と経験特例の諸問題について、熱心なる質疑が続けられたのであります。その詳

細については会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたと

ころ、片岡委員より修正の動議が提出されました。すなわち、次に述べる三

り可決すべきものと決定いたしました。

かわらず、受験の特例の範囲を広げようとするものであります。

第一は、高等学校卒業者等を入学資格とし、かつ、その修業年限が二年以上で、厚生大臣の指定した施設において前項と

同様に修了した後、通算して一年六ヶ月以上、医師の指導監督のもとに業務に従事した者について、以上の二つの

場合は、いわば既得権者の救済であります。第三は、中学校卒業者等を入

学資格とし、かつ、その修業年限が一年以上で、厚生大臣が指定した施設において修了した後、通算して五年以上、医師の指導監督のもとに業務に従事した者は、昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、

本則の例外として受験できることといたします。

次いで、中山委員より、緑風会を代表して、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成の意を表する討論が行われました。

討論を終了し、採決の結果、片岡委員提出の修正案について、全会一致をもって可決し、修正部分を除いた原案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よって

本案は、修正議決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

昭和三十三年三月十二日

内閣新規大臣 岸 信介
下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
別表第四表名称の欄中「板木今市簡易裁判所」を「今市簡易裁判所」に、
「本市簡易裁判所」を「出雲簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中次の
表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

欄中「於保村」を削り、同表誠訪簡見裁判所の項を次のよう改める。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六号）に觸する法律の一部を改正する法律

裁判所の項を次のように改める。

改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の關中「武左村」、同表海南

鳥取県の内
東伯郡の内

八 橋	鳥取県の内	
東伯郡の内	東伯郡	赤穂町
由良町	由良町	大榮町
西伯郡の内	西伯郡	
中山町	中山町	

「米子市
境港市
西伯郡の内
西伯町 会見町 岸本町 伯仙

町田吉津村淀江町大山町名

和町」に、同表今市簡易裁判所の名
称の欄中「今市」を「出雲」に、同表唐
津簡易裁判所の管轄区域の欄中「切
本村」へ「守代二丁」「巴合丁二段」へ改め、同

木村（木野木）と、西田昌二によると、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬川村」及び同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村」を削り、同表品賃易裁判所の管轄区域の欄

中「久賀島村」、奈留島村、櫛島村を「奈留町」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「脇米村」、同表所の管轄区域の欄中「脇米村」、同表高森簡易裁判所の欄中「脇米村」、同表

「野尻村」並びに同表矢部簡易裁判所の管轄区域の欄中「名連川村」及び「中島村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮地古村」と削

所の管轄区域の木戸・官坂・古木を削り、「有明村」を「有明町」に改め、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「事人日当山力一」を「隼人力一」に改

め、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「下東郷村」、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「南村山郡」、

同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「浪打村 烏海村 小鳥谷村 姉

の欄中「国府村」、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「強戸村」、同表所の管轄区域の欄中「休泊村」並びに同表方郡の内「綱代町」を削り、同表三島簡易裁判所の項を次のように改める。

<p>柳生</p> <hr/> <p>奈良県の内</p> <p>添上郡</p> <p>山添村</p>
<p>る。</p> <p>生簡易裁判所の項を次のように改め め、同表奈良簡易裁判所の管轄区域 の欄中「添上郡の内」を削り、同表柳 生簡易裁判所の項を次のように改め る。</p>

域に関する法律の一部を改正する法律案

卷之三

帶村、同表岩泉簡易裁判所の管轄

区域の欄中「小川村」及び同表横手簡

易裁判所の管轄区域の欄中「醍醐村」

を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄

区域の欄中「島守村、中沢村」を「南

郷村」に、同表十和田簡易裁判所の管

轄区域の欄中「六戸村」を「六戸町」

に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管

轄区域の欄中「美唄市」を「美唄市

三笠市」に改め、「三笠町」を削り、

同表秋篠簡易裁判所の項を次のように

改める。

森

北海道の内
茅部郡

同表八雲簡易裁判所の管轄区域の

欄中「茅部郡の内」を削り、同表根室

郡の欄中「茅部郡の内」を削り、同表根室

改める。

附則

この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。

2 この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

○青山正一君登壇、拍手

した下級裁判所の設立及び管轄区域に

関する法律の一部を改正する法律案の

法務委員会における審議の経過並びに

結果について御報告申し上げます。

本法律案のおもなる改正点は、最近

における市町村の廃置分合等に伴いま

して、簡易裁判所の名称及び管轄区域

等を変更しようとするものであります。

第一は、栃木今市簡易裁判所及び今

市簡易裁判所の名称を変更すること、

第二は、広島簡易裁判所ほか五力所の

簡易裁判所の管轄区域を変更するこ

と、第三は、これらに伴い、下級裁判

所の設立及び管轄区域に関する法律の

簡易裁判所の管轄区域を変更すること等

であります。

さて、委員会の審議に当りまして

は、まず、三月十八日、政府当局から

提案の理由を聞きました後、数回にわ

たつて大川、棚橋、龜田、赤松、小林

の各委員から、簡易裁判所の未開廷の

状況並びに整理統合の対策、少年交通

事犯処理の方策等、簡易裁判所の将来

のあり方等につき、根本問題にも及ん

で熱心な質疑が行われましたが、これ

が詳細は会議録に譲ることといたします。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔以上、三件を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。〕

〔議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。〕

〔委員長(島守一夫君) ます。〕

〔以上、委員長の報告を求めます。〕

〔以上、委員長の

(三) 制度及び運営の整備改善

1、連年会計検査院の指摘する事項には工事、製造及び物件の購入につき、計画、設計、契約相手方の選定、予定価格の積算、中間検査及び検収についての不当事態が多い。

これらは各省庁に概ね共通なものであるから、内閣として統一的な改善措置を講じ、不当事態の根絶を期すべきである。

2、食糧管理特別会計の運営の健全化、滞貯病害米の処理の促進及び農業共済再保険特別会計における災害補償制度の根本的改正については、昭和二十九年度決算審査の結果に鑑み強く政府に警告したところであつて、その後一部法律の改正又は処理方針の決定等が行われ、改善への方向にあることは認められるが、これらの措置によつて問題は解決したものでなく、更に経費節減と運営の合理化及び災害補償制度の適正な運営についての根本的な改善措置が緊要であつて、これが施策について一段の努力を払うべきである。

3、国有財産の管理、運用および処分については、問題が多く、世論も厳しく、国会においても論議され、また会計検査院からも指摘されている。管理、運用の適正と処理の促進については国民全般の注目するところであるから、いや

しかも不信を生ずることがないよう努むべきである。

4、各種補助金

は逐次改善の跡が認められるが、更に公共事業費補助において事業費の査定、及び検査を適確にし、一面事業主体に対する指導監督を徹底すべきである。また、災害復旧事業において昭和二十八、九年間に発生災害の工事に対する補助金で現在にいたるもその予算措置さえ採られていないものが多額に及んでいるが、これは資金の効率的使用と不当工事発生防止の観点からもその早期交付について特段の努力を払うべきである。

又、農林水産関係奨励補助金は毎年百数十億円に上つてゐるが、その種目が多岐零細に過ぎ又は既にその目的を達成したものの意義が薄いものについては再検討し、農林水産業振興本来の目的達成を期すべきである。

なお昭和三十年度決算の審査を終了するに当り、本委員会は叙上の趣旨に基き、問題本国有鉄道に対し特に警告を發してその注意を喚起した。

三、昭和三十年度決算に關し審議した太田川の河川改修に伴う補償金、農林中央金庫等の融資に関する件等については更に継続して審議を進めることとする。

右全会一致をもつて異議がないと認めます。

四、以上の外、前記決算については

格別の異議がない。

右通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和三十三年四月四日

決算委員長 高野 一夫

決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和三十三年四月四日

決算委員長 高野 一夫

百八十一億余万円であつて、差引千八十二億余万円の剩余を生じましたが、このうち、三十年度で新たに生じた純額は三百二十三億余万円であります。また、年度内に使用し得る歳出予算額一兆七百八十七億余万円に対しても、前述の歳出決算額のほかに、翌年度への繰越額が三百七十九億余万円あつたので、二百二十七億余万円が不適用額となつたのであります。

次に、予備費は、予算額八十億円に對し、ほとんど全部使用せられました。また、国庫債務負担行為のうち、財政法第十五条第一項に基くものは、限度額百六十億余万円に対し、実際の用額となつたのであります。

次に、予備費は、予算額八十億円に對し、実際の負担額は四億余万円でありました。公債は、内外債を合わせ、年度初め現在額五千三千一百万余円、年度中の発行額四十九億余万円、減少額二百四十七億余万円で、年度末現在額四千八百三十三億余万円であります。

特別会計は、その数が三十五個でまして、各特別会計の決算額の総計は、歳入決算額が一兆八千七百九十八億余万円、歳出決算額が一兆七千二百六十五億余万円であります。

政府関係機関は、その数が九つあります。各機関の決算額の総計は、收入決算額八千七百七十九億余万円、支出決算額七千四百七十八億余万円であります。

するが、次の点を要望する。決算審議は生きた審議でなければならぬのに、政府は、それを政策面に反映させると、いか努力を欠いている。次に、いまだに日本の政治はゆがめられたものがあり、三悪追放が叫ばれていて、しかも、これが実行されないのは、基本的に政治体制を正す努力がなされていないからである。三十年度決算を振り返つて見ると、「勤労大衆に対する施策の貧困さが明らかに看取され、はなはだ遺憾である。さらに、会計検査院の指摘事項は冰山の一角にすぎない。官庁内部における監査体制を確立すること、及び責任の所在を明確にするなど、痛感し、不満ではあるが、将来的反省を期待して賛成する」との御意見がありました。

以上の討論を終りまして、採決の結果、全会一致をもって、審査報告書の通り異議ないものと讃決した次第であります。

以上をもって、昭和三十年度一般会計歳入歳出決算外三件の報告を終ります。

次に、昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和三十年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する決算委員会の審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、本件の内容の概要を申し上げますれば、昭和三十年度において、一般会計、特別会計分を合計した国有財産の増加額は五千五百九十二億余万円、減少額は六百四十三億余万円、差引純増加額は四千九百四十九億余万円でありまして、本年末、すなわち昭和三十一年三月三十一日における国有財産の現在額は、一兆九千二百五十三億余万円となつております。この内訳

は、行政財産一兆四百四十四億余万円ありまして、普通財産八千八百八億余万円ありますと、公用財産三千三百九十五億余万円、公共用財産八十四億余万円、皇室用財産九十四億余万円、企業用財産六千八百六十九億余万円となつております。

次に、国有財産の無償貸付は、一般会計、特別会計分を合わせて、昭和三十年度における増加額は五十億万余万円、減少額は八千余万円、差引純増加額は四十九億千余万円でありまして、年度末における無償貸付の現在額は五十一億千余万円となつております。

決算委員会におきましては、右二件につきまして、政府の説明並びに会計検査院の検査報告の説明を聴取いたしました上、昭和三十年度決算と並行して、慎重審議いたしましたが、本件の内容をなしますところの国有財産の取得、管理及び処分に関し、処理の適正でない点、財産管理の基礎資料となる実態調査、特に旧軍用財産及び旧雑財産等の実態調査が十分でない点等につきましては、別途、昭和三十年度決算において審査を行いましたので、この二件の計算書についていっては、「異議がない」ことを議決いたした次第でござります。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたいたします。

三件全部を問題に供します。三件は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○本日の会議に付した案件

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 一、日程第一 予防接種法の一部を
改正する法律案 | 一、日程第二 健康検査技師法案 |
| 一、日程第三 郵便為替法の一部を
改正する法律案 | 一、日程第四 下級裁判所の設立及
び管轄区域に関する法律の一部を
改正する法律案 |
| 一、日程第五 昭和三十年度一般会
計歳入歳出決算、昭和三十年度特
別会計歳入歳出決算、昭和三十年
度国税収納金整理資金受払計算
書、昭和三十年度政府関係機関決
算書 | 一、日程第六 昭和三十年度国有財
産増減及び現在額統計算書 |
| 一、日程第七 昭和三十年度国有財
産無償貸付状況総計算書 | |
| | 出席者は左の通り。 |

新幹線電車は、西日本旅客鉄道（JR西日本）が運営する高速鉄道で、主に北陸新幹線と山陽新幹線の2路線があります。北陸新幹線は福井県敦賀市から富山県高岡市を経由して、石川県金沢市や長野県松本市、東京都などを結んでいます。山陽新幹線は、岡山県岡山市から大阪府大阪市を経由して、京都府京都市や奈良県奈良市、兵庫県神戸市などを結んでいます。

田 谷寅三郎君 久吉君
木 浦 鹿藏君 定吉君
松 藤 柳 榆 信一君
本 田佳都男君 秀夫君
米治君 哲二君
贊岐君
馬 英二君
澤久太郎君
山邦太郎君
坂 豊一君
竹 春彦君
井 謙君
林 英三君
橋 衛君
岡 ハル君
并 勇君
沢 雄一君
米地義三君
秀逸君
芳雄君
根 忠恭君
浦 義男君
橋進太郎君
原幹市郎君
本 庄作君
本 久藏君
村鶴太郎君
川 田 萬次君
元治郎君
村 暢君
川 光三君
剛君
林 三郎君

湯久安東中藤成三田戸市岩辻大大北千加阿椿海相天河片佐栗内務省